

WES 8103改正のお知らせ

一般社団法人 日本溶接協会
溶接管理技術者認証委員会
溶接管理技術者評価委員会

2019年1月1日付けでWES 8103が改正され、下記 3 項目が変更となりました。今回の改正により、受験条件に記載された必要職務経験年数を満足する前に筆記試験を受験することが可能となりますが、その場合、筆記試験の前後に当協会が認めた研修会を受講し、修了証書を取得しても口述試験は免除されません。当協会ホームページ (<http://www.jwes.or.jp/>) にてWES 8103の最新版が閲覧できますので、内容をご確認願います。

(1) 受験条件の分類を16項目から8項目に統合・変更

国際溶接管理技術者の受験条件との整合を図り、一部の項目で必要職務経験年数が変更となりました。また、項目数を整理し、学歴条件が6 項目となりました。下表にて必要職務経験年数をご確認ください。なお、今回の改正で項目がなくなった「理工系以外の短期大学卒業者」は⑤に包含されますので、ご注意願います。

(2) 受験条件で求められる必要職務経験年数を満足する前に筆記試験を受験することを認める

日本国内の将来における労働人口減少への対応と、溶接に関わる人材の早期確保を目的に、就学中の学生や必要職務経験年数未達の方に対して受験の機会を広げることとなりました。筆記試験合格の有効期限は合否通知書の発行日から5 年ですので、筆記試験合格から5 年以内に必要職務経験年数を満足し、口述試験を受験する必要があります。必要職務経験年数を満足する前に筆記試験を受験する場合、ご自身の学歴条件と下表の経験年数を考慮して受験申請を行ってください。必要職務経験年数を満足する前に筆記試験を受験した場合、受験条件審査は口述試験申請時に行います。

(3) 必要職務経験年数を満足する前に筆記試験を受験した場合、協会が認めた研修会を出席し、所定課目の修了証書を取得した場合でも口述試験は免除されない

必要職務経験年数を満足する前に筆記試験を受験した場合は、筆記試験合格後、研修会に参加して、修了証書を取得した場合も口述試験は免除されません。筆記試験合格の通知書の発行日から5年以内に必要職務経験年数を満足し、口述試験を受け、合格することが認証の条件となります。

表 受験条件

| 学歴又は認証 | 等級別の必要職務経験年数 | | |
|-------------------------|--------------|-------|----|
| | 特別級 | 1級 | 2級 |
| ① 理工系大学院修了者および理工系大学卒業者 | 3 (1) | 2 (1) | 1 |
| ② 理工系以外の大学院修了者および大学卒業者 | 6 | 4 | 2 |
| ③ 理工系短期大学および工業高等専門学校卒業者 | 6 (5) | 4 (3) | 1 |
| ④ 理工系各種専門学校および工業高等学校卒業者 | — | 7 | 2 |
| ⑤ 工業高等学校以外の高等学校卒業者 | — | 8 | 4 |
| ⑥ 上記学歴によらない場合 | — | — | 7 |
| ⑦ 1級認証者 | 3 | — | — |
| ⑧ 2級認証者 | — | 3 | — |

注記1 表中の経験年数は、最小限の必要年数を表す。

注記2 () 内の数字は溶接専修と見なされる学校に適用する。

注記3 経験年数は、溶接技術に関連した職務に専従した期間とし、専従でない場合は職務の実態に応じて査定する。

注記4 経験年数は、学歴については修了及び卒業後、認証については認証取得後の年数とする。

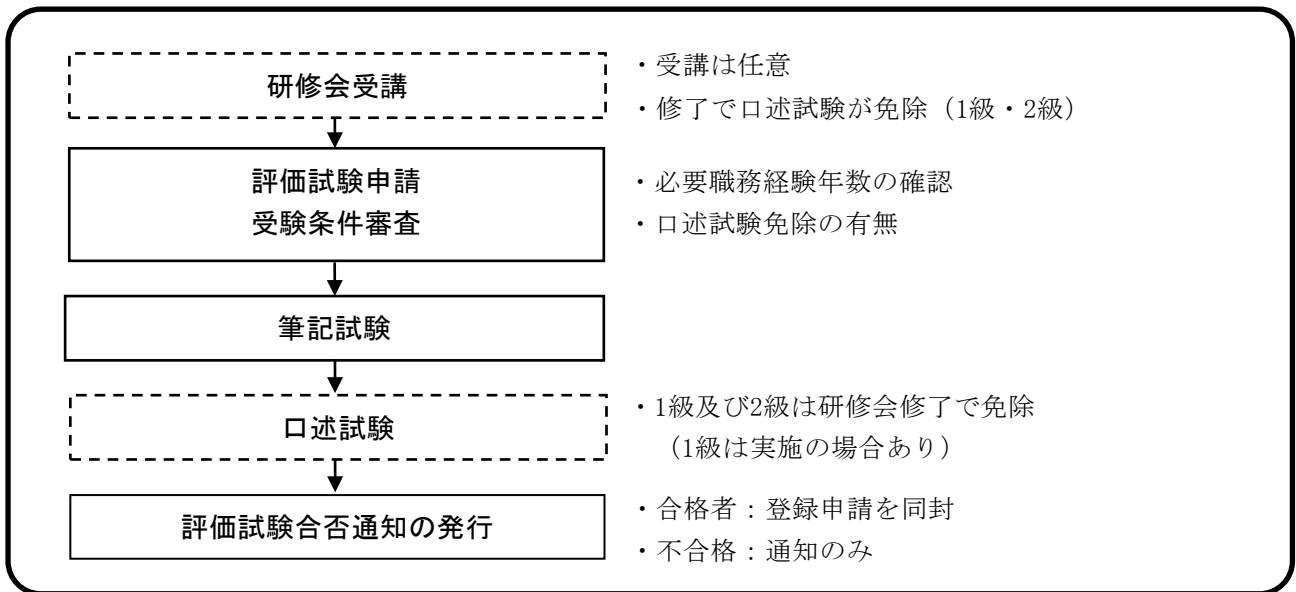
注記5 ①の理工系大学卒業者は、工業高等専門学校専攻科卒業者を含む。

注記6 ④の理工系各種専門学校卒業者は、高等学校卒業以上の学歴を有している場合に認められる。

参考：受験条件審査を含めた受験手続の流れ

(WES 8103 : 2019 附属書Aより)

① 必要職務経験年数を満足して受験申請を行う場合の受験手続の流れ



② 必要職務経験年数を満足する前に受験申請を行う場合の受験手続の流れ

